

総社市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月28日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第19号

総社市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

総社市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年総社市規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第14条関係）		別表第2（第14条関係）	
事由	期間	事由	期間
(1) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間	(1) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
略		略	

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。